

第5回上下水道事業審議会 議事概要

1 日時及び場所

平成28年9月29日（木） 午後1：30～4：10
知立市中央公民館 2階 中会議室

2 出席者及び欠席者

- (1) 出席者（9名）
- (2) 欠席者（1名）
- (3) 事務局（9名）

上下水道部長、水道課長、下水道課長、水道課職員、下水道課職員

3 議題及び内容

1 あいさつ

2 議題

- (1) 【水道事業】 経営戦略策定における知立浄水場の存廃及び将来の料金水準について
 - ・ 知立浄水場の存続廃止検討に際しての財政・投資シミュレーション結果
- (2) 【下水道事業】 下水道使用料の改定について
 - ・ 使用料単価（円／m³）の比較
 - ・ 近隣市町 使用料体系
 - ・ 使用料の試算

3 その他

4 議事概要

議題（1）【水道事業】 経営戦略策定における知立浄水場の存廃及び将来の料金水準について

説明後、質疑応答

議題（2）【下水道事業】 下水道使用料の改定について

説明後、質疑応答

5 主な意見、質疑応答

議題（1）【水道事業】 経営戦略策定における知立浄水場の存廃及び将来の料金水準について

委員

撤去費用が全てのパターンで同額ですが、多少は差がでるのでは。

事務局

差がでると思いますが、将来の物価の変動予想は困難なため、現時点の積算でシミュレーションしています。

委員

市として自己水が必要なのか、なくなってもいいのか。

事務局

渇水時は節水率の問題がありますが、これは県水100%でも自己水を持っていても変わらないため、自己水を持っていることが有利とはなりません。

また震災時も、配水管の耐震化が12.97%と進んでおらず、給水車で運ぶ必要があり、その水の確保は浄水場を存続させていたとしても県の施設である安城や岡崎の調整池や豊田浄水場を頼らない限り対応はできないため、自己水確保をしたとしてもほとんど変わらない状況です。

委員

西町配水場のタンクを1基増設すれば非常時の水の確保はできるのか。

事務局

西町配水場のタンクは知立浄水場の配水池の代替として計画しています。2基工事が完了すれば、知立浄水場を廃止しても国が指定する1日12時間の水の確保が可能となります。

委員

審議会としてはパターン①で方向づける。

事務局

パターン①の方向性に基づき、次回の審議会ではより詳細な施設の投資計画を提出させていただきます。

議題（2）【下水道事業】下水道使用料の改定について

委員

下水道事業として、普及率と水洗化率を上げていかないことには下水道使用料収入の増収は見込めないのでは。

事務局

水洗化率の向上として、前回の審議会後にも未接続の世帯にダイレクトメールを送付している。

普及率の向上のためには、下水道の整備を推進する必要がある。しかし、市からの繰入金や国や県の補助金、借入金に限度がある以上、整備を進めることが難しい。現在、借入金の元本以上を借りられない取り決めがあるため、借入金をより多く返済する必要がある。借入金の返済は下水道使用料で賄っているため、下水道使用料

の増収により、借入金の返済がより多くできることで、下水道の整備区域の拡大につながる。

委員

普及率を向上するためにも、下水道の整備を推進する必要がある。整備費用はおおよそいくらか。

事務局

おおよそ1haを整備するのに約4千万円かかる。そのうち自主財源と国や県の補助金の負担比率は1：1のため、約2千万円ずつ。

委員

使用料改定の目標として、1ha整備するための約4千万円の増収を見込むとして使用料改正を検討する。

値上げの方法として、基本使用料を値上げすると、使用水量が少ない単身世帯や年金暮らしの高齢者に負担がかかる。また、基本使用料を下げても超過使用料の単価を値上げすると、基本使用料が値下げしたものの、最終的な負担額が増収することから市に対する不信感が湧いてしまう。そのため、基本使用料は、改定しない方がよい。

基本使用料は改定せず、超過使用料の区分10m³までを追加し、超過使用料の単価を各10円増加させる改定が望ましい。また、適用年度は平成29年度4月1日。

(改正案は以下のとおり)

(現行)

| 種別 | 区分 | 汚水量 | 使用料 (1月につき) |
|--------|--------------------------------|--|----------------|
| 一般汚水 | 基本使用料 | 10m ³ まで | 700円 |
| | 超過使用料 (1m ³ につき) | 10m ³ を超え20m ³ まで | 75円 |
| | | 20m ³ を超え30m ³ まで | 85円 |
| | | 30m ³ を超え50m ³ まで | 100円 |
| | | 50m ³ を超え500m ³ まで | 125円 |
| | | 500m ³ を超えるもの | 150円 |
| 公衆浴場汚水 | | 一般汚水使用料で算定した額の1/2 | |
| 臨時汚水 | | 1m ³ につき | 180円 |

(改定案)

| 種別 | 区分 | 汚水量 | 使用料 (1月につき) |
|--------|---------------------------------|--|----------------|
| 一般汚水 | 基本使用料 | | 700円 |
| | 超過使用料 (1 m ³ につき) | 10 m ³ まで | 10円 |
| | | 10 m ³ を超え20 m ³ まで | 85円 |
| | | 20 m ³ を超え30 m ³ まで | 95円 |
| | | 30 m ³ を超え50 m ³ まで | 110円 |
| | | 50 m ³ を超え500 m ³ まで | 135円 |
| | 500 m ³ を超えるもの | 160円 | |
| 公衆浴場汚水 | | 一般汚水使用料で算定した額の1/2 | |
| 臨時汚水 | | 1 m ³ につき | 180円 |

事務局

答申については、会長に内容を確認していただいた上で市長に対し答申書を提出し、また、答申書の写しは後日各委員に郵送という方法でよろしいか。

委員

異議なし。